

衆議院 社会労働委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和五十三年九月十八日(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 木野 晴夫君
理事 越智 伊平君 理事 住 栄作君
理事 竹内 繁一君 理事 羽生田 進君
理事 村山 富市君 理事 森井 忠良君
理事 大橋 敏雄君 理事 和田 耕作君
理事 相沢 英之君 理事 井上 裕君
石橋 一弥君 大坪健一郎君
大野 明君 川田 正則君
小坂徳三郎君 齊藤滋与史君
齋藤 邦吉君 津島 雄二君
戸沢 政方君 友納 武人君
葉梨 信行君 橋本龍太郎君
山口シヅエ君 湯川 宏君
安島 友義君 枝村 要作君
大原 亨君 金子 みつ君
川本 敏美君 栗林 三郎君
田口 一男君 矢山 有作君
草川 昭三君 古寺 宏君
平石磨作太郎君 西田 八郎君
浦井 洋君 田中美智子君
工藤 晃君

小坂徳三郎君 齊藤滋与史君
津島 雄二君 戸沢 政方君
葉梨 信行君 橋本龍太郎君
山口シヅエ君 湯川 宏君
安島 友義君 枝村 要作君
大原 亨君 金子 みつ君
川本 敏美君 田口 一男君
矢山 有作君 草川 昭三君
古寺 宏君 浦井 洋君
工藤 晃君

出席政府委員
労働大臣 藤井 勝志君
厚生省保険局長 石野 清治君
労働省職業安定局長 細野 正君
労働省職業安定局長 北村 孝生君
労働省職業訓練局長 石井 甲二君

委員外の出席者
社会労働委員会 河村 次郎君
調査室長

委員の異動
十月二日

辞任

相沢 英之君

井上 裕君

川田 正則君

津島 雄二君

同日

辞任

藤谷 直藏君

正示啓次郎君

根本龍太郎君

補欠選任

藤谷 直藏君

正示啓次郎君

根本龍太郎君

松野 頼三君

同日

補欠選任

相沢 英之君

井上 裕君

川田 正則君

松野 頼三君

津島 雄二君

九月十八日

母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に
関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、
第八十回国会衆法第四七号)
労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市
君外九名提出、第八十四回国会衆法第一四号)
雇用対策法の一部を改正する法律案(森井忠良
君外九名提出、第八十四回国会衆法第一五号)
労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ
君外九名提出、第八十四回国会衆法第一七号)
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法
律案(金子みつ君外九名提出、第八十四回国会
衆法第二五号)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名
提出、第八十四回国会衆法第三二号)
医療法の一部を改正する法律案(羽生田進君外
三名提出、第八十四回国会衆法第三三号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、第八十四回国会衆法第八一号)

十月二日

特定不況地域離職者臨時措置法案(内閣提出第
一〇号)

九月二十八日

昭和五十四年度保育費増額等に関する請願(青
山丘君紹介)(第六号)
同(受田新吉君紹介)(第七号)
同(高沢寅男君紹介)(第八号)
同(只松祐治君紹介)(第九号)
同(橋本次郎君紹介)(第一〇号)
同(松本七郎君紹介)(第一一号)
同(村山喜一君紹介)(第一二号)
同(八百板正君紹介)(第一三号)

同(湯山勇君紹介)(第一四号)

同(渡部行雄君紹介)(第一五号)

同(久保等君紹介)(第三一号)

同(齊藤正男君紹介)(第三二号)

同(新村勝雄君紹介)(第三三号)

同(外一件(土井たか子君紹介)(第三四号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第三五号)

同(古川喜一君紹介)(第三六号)

同(山田耻目君紹介)(第三七号)

同(外一件(浅井美幸君紹介)(第三八号)

同(外三件(新井彬之君紹介)(第三九号)

同(外二件(有島重武君紹介)(第四〇号)

同(外四件(飯田忠雄君紹介)(第四一五号)

同(外五件(池田克也君紹介)(第八七号)

同(栗林三郎君紹介)(第八八号)

同(佐藤観樹君紹介)(第八九号)

同(渡沢利久君紹介)(第九〇号)

同(外一件(塚田庄平君紹介)(第九一五号)

同(野口幸一君紹介)(第九二五号)

同(馬場昇君紹介)(第九三三三三)

同(美濃政市君紹介)(第九四四四)

同(水田稔君紹介)(第九五五五)

同(武藤山治君紹介)(第九六六六)

保育費増額等に関する請願(大内啓伍君紹介
(第一六号)

同(渡辺芳男君紹介)(第五三三三)

同(外一件(石田幸四郎君紹介)(第七三三三)

同(外一件(市川雄一君紹介)(第七四四四)

療術の制度化に関する請願(齊藤正男君紹介
(第一七号)

同(外四件(山田耻目君紹介)(第一八八八)

療術の制度化阻止に関する請願(橋本次郎君紹
介)(第一九九号)

同(外二件(上村千一郎君紹介)(第四四四四)

同(中曾根康弘君紹介)(第四五五五)

昭和五十三年十月六日(金曜日)
正午開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君
理事 越智 伊平君 理事 住 栄作君
理事 竹内 繁一君 理事 羽生田 進君
理事 村山 富市君 理事 森井 忠良君
理事 大橋 敏雄君 理事 和田 耕作君
理事 相沢 英之君 理事 井上 裕君
石橋 一弥君 大坪健一郎君

- 同(中野四郎君紹介)(第四六号)
療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化
に関する請願外十件(伊藤宗一郎君紹介)(第三
八号)
同(工藤晃君(共)紹介)(第三九号)
同(沢沢利久君紹介)(第四〇号)
同(長谷川正三君紹介)(第四一五号)
同(武藤嘉文君紹介)(第四二二号)
同(山本政弘君紹介)(第四三三号)
同(小坂徳三郎君紹介)(第四七五号)
同外二件(中野四郎君紹介)(第七六号)
国立腎センター設立に関する請願(小此木彦三
郎君紹介)(第四七号)
同(大村襄治君紹介)(第四八号)
同(染谷誠君紹介)(第四九号)
同(中川秀直君紹介)(第五〇号)
同(藤波孝生君紹介)(第五一五号)
同(奥田敬和君紹介)(第七七号)
同(河上民雄君紹介)(第七八号)
同(新村勝雄君紹介)(第七九号)
同(吉浦忠治君紹介)(第八〇号)
同(渡部一郎君紹介)(第八一五号)
医療保険制度改善に関する請願(土井たか子君
紹介)(第五二号)
福祉向上、雇用安定及び医療制度改善に関する
請願(河村勝君紹介)(第六七号)
同外三件(草川昭三君紹介)(第六八号)
同(小平忠君紹介)(第六九号)
同(高橋高望君紹介)(第七〇号)
同(塚本三郎君紹介)(第七一五号)
同(和田耕作君紹介)(第七二二号)
日雇健康保険制度の改善に関する請願(瀬野栄
次郎君紹介)(第八二五号)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
の一部改正反対に関する請願外二件(安島友義
君紹介)(第九七号)
同(安宅常彦君紹介)(第九八号)
同(阿部末喜男君紹介)(第九九号)
同(井上泉君紹介)(第一〇〇号)
- 同(井上一成君紹介)(第一〇一五号)
同(井上善方君紹介)(第一〇二二号)
同(伊賀定盛君紹介)(第一〇三三号)
同(伊藤茂君紹介)(第一〇四四号)
同(池端清一君紹介)(第一〇五五号)
同(石野久男君紹介)(第一〇六六号)
同(石橋政嗣君紹介)(第一〇七七号)
同(板川正吾君紹介)(第一〇八八号)
同(稲葉誠一君紹介)(第一〇九九号)
同(岩垂寿喜男君紹介)(第一一〇〇号)
同(上田卓三君紹介)(第一一一一五号)
同(上原康助君紹介)(第一一二二五号)
同(枝村要作君紹介)(第一一三三三号)
同(小川國彦君紹介)(第一一四四四号)
同(小川仁一君紹介)(第一一五五五号)
同(大出俊君紹介)(第一一六六六号)
同(大島弘君紹介)(第一一七七七号)
同(大原亨君紹介)(第一一八八八号)
同(太田一夫君紹介)(第一一九九九号)
同(岡田哲見君紹介)(第二〇〇〇号)
同(岡田利春君紹介)(第二〇一一一五号)
同(岡田春夫君紹介)(第二〇二二二五号)
同(加藤清二君紹介)(第二〇三三三三号)
同(加藤万吉君紹介)(第二〇四四四四号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第二〇五五五五号)
同(金子みつ君紹介)(第二〇六六六六号)
同(川口大助君紹介)(第二〇七七八号)
同(川崎寛治君紹介)(第二〇八八八八号)
同(川俣健二郎君紹介)(第二〇九九九号)
同(川本敏美君紹介)(第二一〇〇〇〇号)
同(木原実君紹介)(第二一一一一五号)
同(北山愛郎君紹介)(第二一二二二五号)
同(久保三郎君紹介)(第二一三三三三号)
同(久保等君紹介)(第二一四四四四号)
同(栗林三郎君紹介)(第二一五五五五号)
同(小林進君紹介)(第二一六六六六号)
同(兒玉末男君紹介)(第二一七七七八号)
同(上坂昇君紹介)(第二一八八八八号)
同(佐藤鶴樹君紹介)(第二一九九九号)
- 同(佐藤敬治君紹介)(第一四〇〇号)
同(佐野進君紹介)(第一四一一五号)
同(斉藤正男君紹介)(第一四二二二五号)
同(坂本恭一君紹介)(第一四三三三三号)
同(沢田広君紹介)(第一四四四四四号)
同(沢田久君紹介)(第一四五五五五号)
同(島田琢郎君紹介)(第一四六六六六号)
同(島本虎三君紹介)(第一四七七七八号)
同(嶋崎誠君紹介)(第一四八八八八号)
同(下平正一君紹介)(第一四九九九号)
同(清水勇君紹介)(第一五〇〇〇〇号)
同(新村勝雄君紹介)(第一五一一一五号)
同(新盛辰雄君紹介)(第一五二二二五号)
同(鈴木強君紹介)(第一五三三三三号)
同(田口一男君紹介)(第一五四四四四号)
同(田邊誠君紹介)(第一五五五五五号)
同(田畑政一郎君紹介)(第一五六六六六号)
同外一件(高沢寅男君紹介)(第一五七七七八号)
同(竹内猛君紹介)(第一五八八八八号)
同(武部文君紹介)(第一五九九九号)
同(只松祐治君紹介)(第一六〇〇〇〇号)
同(榎兼次郎君紹介)(第一六一一一五号)
同(塚田庄平君紹介)(第一六二二二五号)
同(土井たか子君紹介)(第一六三三三三号)
同(中村茂君紹介)(第一六四四四四号)
同(中村重光君紹介)(第一六五五五五号)
同(西宮弘君紹介)(第一六六六六六号)
同(野口幸一君紹介)(第一六七七八号)
同(野坂浩賢君紹介)(第一六八八八八号)
同(芳賀實君紹介)(第一六九九九号)
同(長谷川正三君紹介)(第一七〇〇〇〇号)
同(日野市朗君紹介)(第一七一一一五号)
同(平林剛君紹介)(第一七二二二五号)
同(広瀬秀吉君紹介)(第一七三三三三号)
同(藤田高敏君紹介)(第一七四四四四号)
同(細谷治嘉君紹介)(第一七五五五五号)
同(水田稔君紹介)(第一七六六六六号)
同(村山遼一君紹介)(第一七七七八号)
同(村山富市君紹介)(第一七八八八八号)
- 同(矢山有作君紹介)(第一七九九号)
同(山花貞夫君紹介)(第一八〇〇〇〇号)
同(山本政弘君紹介)(第一八一一一五号)
同(横山利秋君紹介)(第一八二二二五号)
同(吉原米治君紹介)(第一八三三三三号)
同(米田東吾君紹介)(第一八四四四四号)
同(渡辺三郎君紹介)(第一八五五五五号)
同(渡辺芳男君紹介)(第一八六六六六号)
十月二日
医療制度の拡充に関する請願(阿部昭吾君紹介
(第二〇二二五号)
同外三件(清水勇君紹介)(第三〇四四号)
同(春田重昭君紹介)(第三〇五五五号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第三〇六六六六号)
同(山本政弘君紹介)(第三〇七七七八号)
同(吉原米治君紹介)(第三〇八八八八号)
同外一件(渡辺三郎君紹介)(第三〇九九九号)
医療保険制度改善に関する請願(飯田忠雄君紹
介)(第二〇三三三三号)
同(吉浦忠治君紹介)(第二〇四四四四号)
同(新村勝雄君紹介)(第三〇一一一五号)
同(千葉千代世君紹介)(第三〇二二二五号)
同(島居一雄君紹介)(第三〇三三三三号)
同外一件(横山利秋君紹介)(第三〇三三三三号)
同(吉原米治君紹介)(第三〇四四四四号)
医療保険制度の改善に関する請願(谷口是巨君
紹介)(第二〇五五五五号)
同(和田耕作君紹介)(第二〇六六六六号)
同(井上泉君紹介)(第三〇三九九号)
同(伊賀定盛君紹介)(第三〇四〇〇〇号)
同(川口大助君紹介)(第三〇四一一五号)
同(栗林三郎君紹介)(第三〇四二二五号)
同(沢田広君紹介)(第三〇四三三三号)
同外二件(清水勇君紹介)(第三〇四四四四号)
同外一件(下平正一君紹介)(第三〇四五五五号)
同(玉城栄一君紹介)(第三〇四六六六六号)
同(島居一雄君紹介)(第三〇四七七七八号)
同(中川嘉美君紹介)(第三〇四八八八八号)
同(西中清君紹介)(第三〇四九九九号)

同(長谷雄幸久君紹介)(第三五〇号)
同(平林剛君紹介)(第三五一号)
同(美濃政市君紹介)(第三五二号)
同(矢山有作君紹介)(第三五三号)
同(吉原米治君紹介)(第三五四号)
同(立賢センター設立に関する請願(谷川寛三君紹介)(第二〇七号)

同(中井治君紹介)(第二〇八号)
同(中村直君紹介)(第二〇九号)
同(林大幹君紹介)(第二一〇号)
同(河野洋平君紹介)(第三五六号)
同(鳥居一雄君紹介)(第三五七号)
同(古川雅司君紹介)(第三五八号)
療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化に関する請願外一件(塚原俊平君紹介)(第二一
号)

同外三件(中村直君紹介)(第二一二号)
同(伊藤公介君紹介)(第三六一号)
同(池田克也君紹介)(第三六二号)
同(長田武士君紹介)(第三六三号)
同外六件(中川秀直君紹介)(第三六四号)
同外一件(葉梨信行君紹介)(第三六五号)
同(依田実君紹介)(第三六六号)
同(与謝野馨君紹介)(第三六七号)
同(和田耕作君紹介)(第三六八号)
重度戦傷病者及び家族の援護に関する請願(藤
本孝雄君紹介)(第二一三号)

同(永田亮一君紹介)(第二一四号)
同(坊秀男君紹介)(第三五五号)
療術の制度阻止に関する請願(松野頼三君紹
介)(第二一五号)
同外七件(石川要三君紹介)(第三五九号)
同(葉梨信行君紹介)(第三六〇号)
良い医療制度確立に関する請願(松本忠助君紹
介)(第二一六号)

同(野村光雄君紹介)(第三六九号)
同(吉原米治君紹介)(第三七〇号)
福祉向上、雇用安定及び医療制度改善に関する
請願外二件(安島友義君紹介)(第二一七号)

同外二件(井上泉君紹介)(第二一八号)
同(井上普方君紹介)(第二一九号)
同外二件(伊賀定盛君紹介)(第二二〇号)
同外二件(岡田利春君紹介)(第二二二号)
同外一件(加藤万吉君紹介)(第二二二二号)
同(川本敏美君紹介)(第二二三号)
同(久保等君紹介)(第二二四号)

同外二件(古寺宏君紹介)(第二二五号)
同外一件(沢利久君紹介)(第二二六号)
同(島田琢郎君紹介)(第二二七号)
同外一件(清水勇君紹介)(第二二八号)
同(高沢寅男君紹介)(第二二九号)
同外二十九件(水田稔君紹介)(第二三〇号)
同(安井吉典君紹介)(第二三一号)

同外一件(山口鶴男君紹介)(第二三二二号)
同外二件(山本政弘君紹介)(第二三三三号)
同外一件(吉原米治君紹介)(第二三四四号)
同(鍛冶清君紹介)(第二三四四号)
同外一件(斎藤正男君紹介)(第二八五号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第二八七号)
同(田口一男君紹介)(第二八八号)

同(竹内義勝君紹介)(第二八九号)
同(谷口是巨君紹介)(第二九〇号)
同外三件(玉城栄一君紹介)(第二九一
号)
同外一件(千葉千代世君紹介)(第二九二
号)
同(梅野泰二君紹介)(第二九三
号)
同外六件(中川嘉美君紹介)(第二九四
号)

同(長谷雄幸久君紹介)(第二九五号)
同外九件(林孝矩君紹介)(第二九六
号)
同外三件(春日重昭君紹介)(第二九七
号)
同外一件(伏屋修治君紹介)(第二九八
号)
同(古川雅司君紹介)(第二九九号)
同外二件(細谷治嘉君紹介)(第三〇〇
号)

同(池田克也君紹介)(第三三六号)
同(市川雄一君紹介)(第三三七七号)
同(大橋敏雄君紹介)(第三三八八号)
同(草川昭三君紹介)(第三三九号)
同(草野威君紹介)(第三四〇号)
同(古寺宏君紹介)(第三四一
号)
同(鈴切康雄君紹介)(第三四二
号)

同(中川嘉美君紹介)(第三四三
号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第三四四
号)
同(伏木和雄君紹介)(第三四五
号)
同(大久保直彦君紹介)(第三一五
号)
同(大野潔君紹介)(第三一六
号)
同(長田武士君紹介)(第三一七
号)

同(久保三郎君紹介)(第三一九
号)
同(沢田広君紹介)(第三二〇
号)
同(清水勇君紹介)(第三二二
号)
同(島田琢郎君紹介)(第三二二
号)
同(下平正一君紹介)(第三二三
号)
同(新盛辰雄君紹介)(第三二四
号)

同(田畑政一郎君紹介)(第三二五
号)
同(竹内猛君紹介)(第三二六
号)
同(武部文君紹介)(第三二七
号)
同(千葉千代世君紹介)(第三二八
号)
同(梅野泰二君紹介)(第三二九
号)
同(中村茂君紹介)(第三三〇
号)

同外一件(成田知巳君紹介)(第三三一
号)
同(日野市朗君紹介)(第三三二
号)
同(福岡義登君紹介)(第三三三
号)
同(藤田高敏君紹介)(第三三四
号)
同(矢山有作君紹介)(第三三五
号)
同(山本政弘君紹介)(第三三六
号)

同(加藤万吉君紹介)(第三七四号)
同(河野洋平君紹介)(第三七五号)
同(曾益君紹介)(第三七六号)
同(平林剛君紹介)(第三七七号)
医療保険制度改善措置に関する請願(安島友義
君紹介)(第三七八号)
同(田中昭二君紹介)(第三七九
号)

同(竹内勝彦君紹介)(第三八〇
号)
同(武田一夫君紹介)(第三八一
号)
同(千葉千代世君紹介)(第三八二
号)
医療保険制度の根本改正反対等に関する請願
(林孝矩君紹介)(第三八三
号)

同(広沢直樹君紹介)(第三八四
号)
同(二見伸明君紹介)(第三八五
号)
同(伏屋修治君紹介)(第三八六
号)
同(伏木和雄君紹介)(第三八七
号)
同(古川雅司君紹介)(第三八八
号)
同(正木良明君紹介)(第三八九
号)

同(矢山有作君紹介)(第三九〇
号)
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(河野
洋平君紹介)(第三九一
号)
同外一件(加藤万吉君紹介)(第三九二
号)
医療保険の制度改悪反対等に関する請願(川本
敏美君紹介)(第三九三
号)

老人保険医療制度の確立に関する請願(加藤万
吉君紹介)(第三九四
号)
医療保険制度の根本改悪中止等に関する請願
(米田東吾君紹介)(第三九五
号)
国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等
に関する請願外一件(井上裕君紹介)(第三九六
号)

同外五十件(田中伊三次君紹介)(第四〇六号) 同外一件(戸沢政方君紹介)(第四〇七号) 同外一件(友納武人君紹介)(第四〇八号) 同(中村靖君紹介)(第四〇九号) 同外二十二件(中山正暉君紹介)(第四一〇号) 同(丹羽久章君紹介)(第四一一号) 同(野田卯一君紹介)(第四一二号) 同外二件(原田昇左右君紹介)(第四一三号) 同外二件(福田一君紹介)(第四一四号) 同(前尾繁三郎君紹介)(第四一五号) 同(其輪登君紹介)(第四一六号) 同外一件(水平豊彦君紹介)(第四一七号) 同(渡辺栄一君紹介)(第四一八号) 同(武藤嘉文君紹介)(第四一九号) 同(山下徳夫君紹介)(第四二〇号) 同外三十四件(湯川宏君紹介)(第四二一号) 同(綿貫民輔君紹介)(第四二二号) 健康保険制度の改悪反対等に関する請願(市川雄一君紹介)(第四二四号) 同(小川新一郎君紹介)(第四二五号) 同(大久保直彦君紹介)(第四二六号) 同(大野謙君紹介)(第四二七号) 同外一件(大橋敏雄君紹介)(第四二八号) 同(近江巳記夫君紹介)(第四二九号) 同(岡本富夫君紹介)(第四三〇号) 同(沖本泰幸君紹介)(第四三一号) 同(長田武士君紹介)(第四三二号) 同(殿治清君紹介)(第四三三号) 同(貝沼次郎君紹介)(第四三四号) 同(北側義一君紹介)(第四三五号) 同(草川昭三君紹介)(第四三六号) 同(草野威君紹介)(第四三七号) 同(古寺宏君紹介)(第四三八号) 同(権藤恒夫君紹介)(第四三九号) 同(斎藤実君紹介)(第四四〇号) 同(坂井弘一君紹介)(第四四一号) 同(坂口力君紹介)(第四四二号) 同(鈴切康雄君紹介)(第四四三号) 同(瀬野栄次郎君紹介)(第四四四号)	同(竹入義勝君紹介)(第四四五号) 同月四日 福祉向上、雇用安定及び医療制度改善に関する請願(鈴切康雄君紹介)(第四四六号) 同外四件(瀬野栄次郎君紹介)(第四四七号) 同外四件(玉城栄一君紹介)(第四四八号) 同(島居一雄君紹介)(第四四九号) 同(西中清君紹介)(第五〇〇号) 同(野村光雄君紹介)(第五〇一号) 同外二件(春田重昭君紹介)(第五〇二号) 同(平石磨作太郎君紹介)(第五〇三号) 同外四件(広沢直樹君紹介)(第五〇四号) 同(伏木和雄君紹介)(第五〇五号) 同外五件(宮井泰良君紹介)(第五〇六号) 同(宮地正介君紹介)(第五〇七号) 同外七件(数仲義彦君紹介)(第五〇八号) 同(山田太郎君紹介)(第五〇九号) 同外六件(吉浦忠治君紹介)(第五一〇号) 同(和田一郎君紹介)(第五一一号) 同外五件(渡部一郎君紹介)(第五一二号) 医療保険制度改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第五一三号) 同(浦井洋君紹介)(第五一四号) 同外二件(岡田哲見君紹介)(第五一五号) 同(岡本富夫君紹介)(第五一六号) 同外一件(佐藤観樹君紹介)(第五一七号) 同(柴田睦夫君紹介)(第五一八号) 同(瀬崎博義君紹介)(第五一九号) 同(田中美智子君紹介)(第五二〇号) 昭和五十四年度保育費増額等に関する請願(荒木宏君紹介)(第五二一号) 同(北山愛郎君紹介)(第五二二号) 同(工藤晃君(共)紹介)(第五二三号) 同(小林政子君紹介)(第五二四号) 同(佐藤敬治君紹介)(第五二五号) 同(柴田健治君紹介)(第五二六号) 同(柴田睦夫君紹介)(第五二七号) 同(田中美智子君紹介)(第五二八号) 同(寺前巖君紹介)(第五二九号)	同(東中光雄君紹介)(第五三〇号) 同(不破哲三君紹介)(第五三一号) 同(藤原ひろ子君紹介)(第五三二号) 同(松本善明君紹介)(第五三三号) 同(三谷秀治君紹介)(第五三四号) 同(安田純治君紹介)(第五三五号) 同(米田東吾君紹介)(第五三六号) 身体障害者の福祉充実に関する請願(住栄作君紹介)(第五三七号) 旧満洲国における戦闘参加邦人の救済に関する請願(山本政弘君紹介)(第五三八号) 老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に関する請願外一件(大原亨君紹介)(第五三九号) 公衆浴場の施設確保等に関する法律制定に関する請願(砂田重民君紹介)(第五四〇号) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正反対に関する請願(浦井洋君紹介)(第五四一号) 同(寺前巖君紹介)(第五四二号) 同(東中光雄君紹介)(第五四三号) 同(藤原ひろ子君紹介)(第五四四号) 国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願外百六十二件(砂田重民君紹介)(第五四五号) 同外二件(田畑政一郎君紹介)(第五四六号) 療術の制度化阻止に関する請願(安島友義君紹介)(第五四七号) 同(河上民雄君紹介)(第五四八号) 同(久保三郎君紹介)(第五四九号) 同(小林進君紹介)(第五五〇号) 同外一件(後藤茂君紹介)(第五五一号) 同(田口一男君紹介)(第五五二号) 同(二見伸明君紹介)(第五五三号) 同外二件(武藤嘉文君紹介)(第五五四号) 療術の法制化阻止及び違法行為取り締まり強化に関する請願(浦井洋君紹介)(第五五五号) 同外二件(岡田哲見君紹介)(第五五六号) 同(柏谷茂君紹介)(第五五七号) 同(河上民雄君紹介)(第五五八号)	同(久保三郎君紹介)(第五五九号) 同(高沢寅男君紹介)(第五六〇号) 同(武部文君紹介)(第五六一号) 同外五件(武藤嘉文君紹介)(第五六二号) 療術の制度化に関する請願外三件(岡田利春君紹介)(第五六三号) 同外二件(島本虎三君紹介)(第五六四号) 同外四件(横路孝弘君紹介)(第五六五号) 国立腎センター設立に関する請願(井上泉君紹介)(第五六六号) 同(石橋一弥君紹介)(第五六七号) 同(浦井洋君紹介)(第五六八号) 同(木原実君紹介)(第五六九号) 同(北山愛郎君紹介)(第五七〇号) 同(沢田広君紹介)(第五七一号) 同(柴田睦夫君紹介)(第五七二号) 同(砂田重民君紹介)(第五七三号) 同(千葉千代世君紹介)(第五七四号) 同(福岡義登君紹介)(第五七五号) 同(正森成二君紹介)(第五七六号) 老人保健医療制度の確立に関する請願(浦井洋君紹介)(第五七七号) 同(沢田広君紹介)(第五七八号) 同(田中美智子君紹介)(第五七九号) 同(津川武一君紹介)(第五八〇号) 保育費増額等に関する請願(正森成二君紹介)(第五八一号) 障害者の共同作業所助成に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第五八二号) 医療保険制度の抜本改悪反対・保険医療改善に関する請願(安藤巖君紹介)(第五八三号) 同(柴田睦夫君紹介)(第五八四号) 同外一件(田中美智子君紹介)(第五八五号) 同(藤原ひろ子君紹介)(第五八六号) 同(正森成二君紹介)(第五八七号) 同(三谷秀治君紹介)(第五八八号) 医療保険制度の抜本改悪反対・医療制度の拡充に関する請願(工藤晃君(共)紹介)(第五八九号) 医療保険制度の改悪反対・良い医療制度の確立
--	--	--	--

に關する請願(西宮弘君紹介)(第五九〇号)

同(安田純治君紹介)(第五九一号)

医療制度の拡充に關する請願(沢田広君紹介)(第五九二号)

同(不破哲三君紹介)(第五九三号)

同(米田東吾君紹介)(第五九四号)

医療保険制度の改悪反対等に關する請願(田中美智子君紹介)(第五九五号)

医療保険制度の抜本改正反対等に關する請願(成田知巳君紹介)(第五九六号)

健康保険制度の改悪反対・良い医療制度の確立に關する請願(不破哲三君紹介)(第五九七号)

医療保険制度の改善に關する請願(浦井洋君紹介)(第五九八号)

同(小林政子君紹介)(第五九九号)

同(工藤晃君紹介)(第六〇〇号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第六〇一号)

同(田中美智子君紹介)(第六〇二号)

同(津川武一君紹介)(第六〇三号)

同(外五件(原茂君紹介)(第六〇四号)

同(不破哲三君紹介)(第六〇五号)

同(松本善明君紹介)(第六〇六号)

同(安田純治君紹介)(第六〇七号)

同(山原健二郎君紹介)(第六〇八号)

良い医療制度確立に關する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第六〇九号)

同(津川武一君紹介)(第六一〇号)

同(松本善明君紹介)(第六一一号)

同(安田純治君紹介)(第六一二号)

医療保険制度改善措置に關する請願(枝村要作君紹介)(第六一三号)

健康保険制度の改悪反対等に關する請願(多賀谷眞稔君紹介)(第六一四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に關する件

国政調査承認要求に關する件

特定不況地域離職者臨時措置法案(内閣提出第

一〇号)

○木野委員長 これより會議を開きます。国政調査承認要求に關する件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に關する事項

労働関係の基本施策に關する事項

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に關する事項

労働関係、労働基準及び雇用・失業対策に關する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

理事会で御協議願いましたとおり、小委員十九名よりなる医療保険制度に關する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

をもって御通知いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びにその補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

に、特定不況地域において失業の予防、離職者の再就職の促進等のための特別の措置を講ずること等について関係審議会に諮り、その答申に基づいて、この法律案を作成し、提案いたしました次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、特定不況地域とは、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案に基づき政令で指定された市町村の区域及びその近隣の地域のうち、この法律で定める特別の措置を講ずる必要がある地域として、労働大臣が指定する地域を言うこと等、必要な定義をすることとしております。

第二に、失業の予防、再就職の促進等に關する国、地方公共団体及び事業主等の責務を明らかにすることとしております。

第三に、国及び雇用促進事業団は、特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練を迅速かつ効果的に実施するよう特別の措置を講ずることとし、国は、都道府県が同様の措置を講ずることを奨励するために必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

第四に、公共職業安定所は、特定不況地域離職者について、求人の開拓、職業指導の実施及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずることとしております。

第五に、四十歳以上の特定不況地域離職者であつて、雇用保険または船員保険の受給資格者である者のうち、一定の要件に該当するものについては、九十日の延長給付を支給することができるとしてあります。

第六に、特定不況地域については、指定業種以外の事業主に対しても雇用安定資金制度を全面的に適用すること、特定不況地域離職者の雇入れを促進するための特別の措置を講ずること等雇用安定資金制度等の特例を設けることとしてあります。

第七に、特定不況地域において国、地方公共団体等が計画実施する公共事業に關する特定不況地域離職者の吸収率制度を設けることとしてあります。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

す。

第八に、雇用保険の延長給付に要する費用等に充てるため、保険料率を労使それぞれ千分の〇・五ずつ引き上げることとしております。

第九に、中央職業安定審議会への諮問に関する規定その他所要の規定を整備することとしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行し、昭和五十八年六月三十日までに廃止することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、昭和五十四年四月一日から施行することとしております。

以上、特定不況地域離職者臨時措置法案の提案理由及びその内容の概要につきまして、御説明申し上げました。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○木野委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

特定不況地域離職者臨時措置法案

特定不況地域離職者臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況地域離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定不況地域」とは、特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第二条第三項の政令で定める区域及びその近隣の地域(以下この項に

において「特定不況市町村等の地域」という。)のうち、当該特定不況市町村等の地域内に居住する離職者等及び当該特定不況市町村等の地域内に所在する事業所において事業主により雇用されている労働者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要がある地域として労働大臣が指定する地域をいう。

2 労働大臣は、特定不況地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その指定しようとする地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況地域離職者」とは、次の各号に掲げる者(自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)であつて、現に失業しているもの又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

一 特定不況地域内に居住する離職者
二 前号に掲げる離職者以外の離職者であつて、特定不況地域内に所在する事業所において事業主により雇用されていたもの(労働省令で定める者を除く。)

(事業主等の責務)

第三条 事業主は、特定不況地域内に所在する事業所に関し事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況地域内に所在する事業所の事業主及びその団体は、当該事業所において当該事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況地域内に所在する事業所に関し行われる事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対して必要な

援助を行うよう努めるとともに、特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。

(職業訓練)

第五条 国及び雇用促進事業団は、特定不況地域において一時に多数の離職者が発生した場合においては、これに対処し、特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、その区域内に特定不況地域を包括する都道府県が前項の措置に準ずる措置を講ずることを奨励するため、当該都道府県に対し必要な措置を講ずるよう努めようとする。

(職業紹介)

第六条 公共職業安定所は、特定不況地域離職者の速やかな再就職を容易にするため、求人の開拓、職業指導の実施及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

(特定不況地域離職者に係る延長給付)

第七条 特定不況地域離職者であつて、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者(同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第二十三條の規定の適用については、同法第一項中「政令で定める基準」とあるのは、「特定不況地域離職者臨時措置法第七条に規定する受給資格者の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同法第二項中「政令で定める日数」とあるのは、「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

第八条 特定不況地域離職者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三

第一項の規定に該当する者(同法第三十三條ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第三十三條ノ十二ノ二の規定の適用については、同法第一項中「政令で定める基準」とあるのは、「特定不況地域離職者臨時措置法第八条ニ規定する再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同法第二項中「政令で定める日数」とあるのは、「政令で定める日数に三十日ヲ加ヘタル日数」とする。

第九条 第二項第一項に規定する指定のあつた日以後に他の地域から当該指定に係る特定不況地域に移転したことにより特定不況地域離職者に該当することとなつた者であつて、その移転については、前二条の規定は、適用しない。

(特定不況地域離職者等に係る雇用安定事業等の特例)

第十条 政府は、特定不況地域離職者及び特定不況地域内に所在する事業所において事業主により雇用されている労働者(これらの者のうち雇用保険法第六十一條の二第二項に規定する被保険者等に該当するものに限る。)に関し、同条の雇用安定事業として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、当該措置に必要な助成及び援助を行うものとする。

2 政府は、特定不況地域離職者(雇用保険法第六十一條の二第二項に規定する被保険者等に該当する者に限る。以下この項において同じ。)に関し、同法第六十二條の雇用改善事業として、特定不況地域離職者を雇い入れる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うものとする。

3 労働大臣は、前二項の規定により事業主に対して行う助成及び援助の実施に関して雇用保険法第六十一條の二第三項又は第六十二條第二項に規定する必要な基準を定めようとするとき

は、前二項に規定する者の失業の予防、再就職の状況等を考慮して行わなければならない。

（公共事業への就労促進）

第十一條 労働大臣は、特定不況地域において計画実施される公共事業（国並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下この条において同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定不況地域離職者の数との比率（以下この条において「吸収率」という。）を定めることができる。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定不況地域離職者を雇い入れていなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定不況地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への特定不況地域離職者の吸収に關して必要な事項は、労働省令で定める。

ては、適用しない。

2 特定不況地域が中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法第二條第四項に規定する特定地域である場合においては、前條第一項中「特定不況地域離職者」とあるのは、「特定不況地域離職者（中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法第二條第三項に規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（中央職業安定審議会への諮問等）

第十三條 労働大臣は、第七條の規定により読み替えられた雇用保険法第二十三條第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に關する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に應ずるほか、必要に応じ、この法律の規定による特定不況地域離職者の再就職の促進等の措置に關し、関係行政庁に建議することができる。

第十四條 第二條第一項に規定する特定不況市町村等の地域であつて、その地域内に居住する離職者のうち船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員（次項において「船員」という。）となろうとする者が相当程度の割合を占めているものに對する第二條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣及び労働大臣」とする。

2 船員となろうとする者に關しては、第二條第三項第二号中「労働省令」とあるのは、「運輸省令」と、第六條中「公共職業安定所」とあるのは、「海運局（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局をいう。）とする。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條及び第五條の規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

十四年四月一日から施行する。

（この法律の廃止）

第二條 この法律は、昭和五十八年六月三十日までで廃止するものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第三條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十の次に次の一号を加える。

二十の十一 特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）

（労働保険の保険料の徴収等）に關する法律の一部改正

第四條 労働保険の保険料の徴収等に關する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「千分の十三・五」を「千分の十四・五」に改め、同項ただし書中千分の十五・五を「千分の十六・五」に、「千分の十六・五」を「千分の十七・五」に改め、同條第五項中「千分の十一・五から千分の十五・五まで」を「千分の十二・五から千分の十六・五まで」に、「千分の十三・五から千分の十七・五まで」を「千分の十四・五から千分の十八・五まで」に、「千分の十四・五から千分の十八・五まで」を「千分の十五・五から千分の十九・五まで」に改める。

附則に次の一條を加える。

（雇用保険率についての検討）

第八條 特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）附則第四條の規定による改正後の第十二條第四項の雇用保険率については、同法の廃止に際し、検討が加えられるものとする。

（労働保険の保険料の徴収等）に關する法律の一部改正に伴う経過措置

第五條 前條の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に關する法律第十二條第四項の規定は、昭和五十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

る労働保険料については、なお従前の例による。

（中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法の一部改正）

第六條 中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「国自ら」を「国並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら」に改め、同條第二項中「国」を「国等」に、「つねに」を「常に」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第七條 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「きき」を「聴き」に、「自ら」を「国並びに日本専売公社及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（以下この条において「国等」という。）自ら」に改め、同條第二項中「国」を「国等」に、「つねに」を「常に」に改め、同條第三項中「国」を「国等」に改める。

第四十七條の見出しを「（中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法等の適用除外）に改め、同條に次の一項を加える。

3 特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）第十一條の規定は、沖縄については、適用しない。

（國際協定の締結等に伴う漁業離職者に關する

臨時措置法の一部改正

第八条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「国自ら」を「国並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(以下この条において「国等」という。自らに、「国の機関」を「国等の機関」に改める。

(特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正)

第九条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「国自ら」を「国並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(以下この項において「国等」という。自らに、「国の機関」を「国等の機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二

条及び第二十三条の規定の適用については、同法第二十二條第一項中「中高年齢失業者等の就職」とあるのは、「中高年齢失業者等(特定不況業種離職者臨時措置法第十条の特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む。以下同じ。)の就職」とする。

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六

十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)(第九條の規定を除く。)」を「特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)(第九條の規定を除く。及び特定不況地域離職者臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)(第五條の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「及び沖縄振興開発特別措置法(第三十九條の規定に限る。)」を「沖縄振興開発特別措置法(第三十九條の規定に限る。)、特定不況業種離職者臨時措置法(第二十条の規定に限る。及び特定不況地域離職者臨時措置法(第十一条及び第十二條の規定に限る。)」に改める。

第十条の二第六号中「及び特定不況業種離職者」を「特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者」に改める。

第十八条第一項中「及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」を「特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。及び特定不況地域離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

理由

雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況地域離職者等の職業及び生活の安定を図るため、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。